

岐阜労働局発表

平成19年8月23日

岐阜労働局労働基準部賃金室

賃金室長 森 久明

賃金指導官 金丸裕子

電 話 058-245-8104

岐阜県最低賃金時間額10円引き上げを答申

=== 10月19日から時間額685円に ===

- 1 岐阜地方最低賃金審議会（会長 廣瀬英雄弁護士）は、平成19年7月23日
当局長（藤井龍一郎）から岐阜県下で働くすべての労働者に適用される「岐阜県
最低賃金」の改正決定について諮問を受け、慎重に審議を重ねていたが、本日、
次のとおり同局長に対して答申を行った。
- 2 答申の内容は、同最低賃金を、現行の時間額675円から時間額685円に引
き上げ、効力発生日を平成19年10月19日とするものである。
なお、引上率は1.48%である。
- 3 当局は、本日、この答申に異議のある関係労使は、平成19年9月7日までに
申出をするよう公示を行った。
- 4 同最低賃金が適用される県内の事業場数は約8万事業場、労働者数は約72万
4千人である。

岐 阜 県 最 低 賃 金 の 推 移

	発効日	日 額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	全国平均(日額)
55年	55.10.10	2,838	189	7.13	355	23	6.93	2,812
56年	56.10.10	3,023	185	6.52	378	23	6.48	2,994
57年	57.10.8	3,188	165	5.46	399	21	5.56	3,156
58年	58.10.8	3,291	103	3.23	412	13	3.26	3,256
59年	59.10.8	3,394	103	3.13	425	13	3.16	3,357
60年	60.10.5	3,518	124	3.65	440	15	3.53	3,478
61年	61.10.4	3,625	107	3.04	454	14	3.18	3,583
62年	62.10.4	3,706	81	2.23	464	10	2.20	3,661
63年	63.10.3	3,818	112	3.02	478	14	3.02	3,776
元 年	元.10.3	3,974	156	4.09	497	19	3.97	3,928
2年	2.10.2	4,167	193	4.86	521	24	4.83	4,117
3年	3.10.2	4,374	207	4.97	547	26	4.99	4,319
4年	4.10.1	4,559	185	4.22	570	23	4.20	4,501
5年	5.10.1	4,703	144	3.16	588	18	3.16	4,664
6年	6.10.1	4,817	114	2.42	603	15	2.55	4,757
7年	7.10.1	4,923	106	2.20	616	13	2.16	4,866
8年	8.10.1	5,022	99	2.01	628	12	1.95	4,969
9年	9.10.1	5,128	106	2.11	641	13	2.07	5,079
10年	10.10.1	5,217	89	1.74	653	12	1.87	5,167
11年	11.10.1	5,262	45	0.86	658	5	0.77	5,213
12年	12.10.1	5,302	40	0.76	663	5	0.76	5,256
13年	13.10.1	5,337	35	0.66	668	5	0.75	5,292
14年	14.10.1	—	—	—	668	0	0.00	時間額 663
15年	14.10.1	—	—	—	668	0	0.00	時間額 664
16年	16.10.1	—	—	—	669	1	0.15	時間額 665
17年	17.10.1	—	—	—	671	2	0.30	時間額 668
18年	18.10.1	—	—	—	675	4	0.60	時間額 673

※ 全国平均(日額)は、全国加重平均日額。